

# 掛川市立三笠・さかがわ幼稚園『預かり保育』のご案内

掛川市こども希望課

## 1 預かり保育とは

通常の幼児教育終了後に、在園する園児を対象に行う保育活動のことです。担当職員や学年の違う友達とかかわりながら、家庭的な雰囲気の中で遊んだり、紙芝居や絵本を見たり、おやつを食べたりして過ごします。

保護者の就労や家族の看護等で長期的に預かりが必要な場合や、家庭の事情により、一時的に預かりが必要な場合に、有料で利用できます。

また、通常の預かり保育とは別に、掛川市内の保育園等の待機児童対策として、早朝の預かり保育と夕方の延長預かり保育を実施しております。

## 2 実施期間及び時間

### (1) 預かり保育時間

- 通常預かり保育 教育時間終了後～午後5時
- 延長預かり保育 早朝：午前7時15分～午前8時30分  
夕方：午後5時～午後6時
- 長期休業中 午前8時30分～午後5時  
※長期休業中も延長預かりを実施します。

☆お子さんが待っていますので、可能な範囲で早めのお迎えをお願いします。

### (2) 預かり保育期間

- 4月2日から、翌年3月28日までの間実施します。(土・日・祝日・休業日や8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く。また、園行事の前後や幼稚園の都合により休園する日も除く。)
- 幼稚園へ新規で入園する方は、5月連休明けから利用できます。ただし、幼稚園へ入園以前に保育園や認可外保育園など集団生活を経験している園児は入園式翌日から利用できます。(3歳児は5月の連休明けから給食が始まるため、給食開始まではお弁当を持参していただく必要があります。)

## 3 利用形態

- 【年間利用】 就労や家族の看護・介護等により、1か月以上継続して利用したい場合
- 【延長利用】 保育園やこども園の入園を希望したが、入所保留になった方で、通常預かりの時間では対応できない場合(年間利用者のみ)
- 【一時利用】 参観会への参加、家族の通院等の理由により、一時的に利用したい場合

※次ページに続く

## 4 預かり保育料

### 【年間利用】・【延長利用】

日額 450円 ※利用月の翌月末（3月利用分においては3月末）に口座振替

【一時利用】 日額 450円 ※利用翌月初めに現金徴収もしくは電子決済

## 5 おやつ・教材費

【年間・延長利用】 月額 700円 利用月の月初めに現金徴収  
【一時利用】 日額 50円 申込みの際、園にて現金徴収

※アレルギー管理指導表を提出しているお子さんが、預かりを利用する場合、園と保護者で話し合いをもち、おやつ持参になった時は、教材費のみの徴収。  
(教材費：年間利用の場合280円/月、一時利用の場合20円/日の徴収)

## 6 預かり保育申込みから利用までの流れ

### —— 【年間利用】の申し込み方法 ——

「預かり保育年間利用（長期休業日利用）申請書」の提出が必要となります。

- ・就労が理由の場合は、「就労証明書」または、「自営業（農業）従事申告書」の提出が必要となります。申請書と併せて園へ提出してください。（父母とも必要です）
- ・いずれの用紙も園にありますので、必要な方は申し出てください。

◎提出期限：利用する月の前月15日まで

- ・「就労証明書」が間に合わない場合は、その旨お伝えください。
- ・病気、介護等が理由の場合は、園で状況を伺い適切であるかを判断します。
- ・出産、育児等が理由の場合は、申請理由のその他の欄に出産日（予定）を記入してください。
- ・利用決定者には、後日「預かり保育年間利用（長期休業日利用）決定通知書」をお渡しします。
- ・「延長預かり保育（早朝・夕方）」を利用する場合は、別途手続きが必要となります。詳しくは園にお問い合わせください。

～年間利用児の預かり保育料の納入方法について～

預かり保育料とあわせて見直し中です。決まり次第みなさまへお伝えします。

### 【年間利用】を途中で中止する場合

「預かり保育年間利用（長期休業日利用）中止届」を提出してください。用紙は園にありますので、必要な方は申し出てください。

※中止届が未提出の場合、利用がなくても預かり保育料が引き落とされてしまうためご注意ください。  
また、利用がなく保育料が引き落とされた場合、無償化の対象外になりますのでご了承ください。

◎提出期限：中止する月の15日まで

※次ページに続く

## —— 【長期休業中】の預かり保育 ——

◎対象園児・・・【年間利用】の方のみの利用となります。  
(就労や家族の看護・介護などの理由により預かり保育が必要な園児のみ)

◎実施時間・・・午前8時30分から午後5時まで

- ・長期休業中の預かり保育については、長期休業前に利用日の確認をします。
- ・詳しい取り組みや持ち物については、実施前にお知らせします。
- ・父・母・祖父母がご家庭で対応できる場合は、預かり保育の利用はご遠慮ください。

## —— 【一時利用】の申し込み方法 ——

「預かり保育一時利用申込書」の提出が必要となります。

※ 4月になりましたら、全員の方に配布いたします。

申込書と申込み予定の日にち分の教材・おやつ代を封筒に入れて、必ず園長又は主任に提出してください。

この申込書は、一年間使用しますので、利用しない時も、大切に保管してください。

◎提出期限 利用日の3日前まで (予約は翌月分まで可能です。)

### ◆ 【一時利用】の予約を取り消す場合

速やかに連絡してください。届け出の用紙はありません。

※利用日の3日前を過ぎた取り消しについては、教材・おやつ代の50円はお返しできませんのでご了承ください。

## 7 預かり保育料の無償化について

預かり保育料の無償化の対象は、「保育の必要性」(下部参照)の認定を受けた世帯に限られております。無償化の対象となるためには預かり保育の申請のほかに「施設等利用給付認定申請書」や「就労証明書」等を、提出していただく必要があるため、通園している幼稚園にお問い合わせください。(既に「施設等利用給付認定」を受けている方は再度申請を提出する必要はありません。)

また、預かり保育料の無償化は以下の事業により実施しております。

### ○施設等利用給付制度

実際に施設へ支払った保育料と利用日数×450円を比較してどちらか低い方が、対象額となります。

なお、幼稚園等の預かり保育料は、月額上限最大11,300円までが無償化の対象となり、利用実績に応じ、対象額が決定するため、一度保育料を負担いただき、利用実績に応じて対象額を払い戻す「償還払い」により無償化を実施します。

無償化についてご不明な点がございましたらこども希望課(Tel0537-21-1205)までご連絡をお願いします。

※次ページに続く

保育の必要性の要件	保護者の状況
就労	勤務形態を問わず就労している場合。 ※労働の常態については、原則として <u>月64時間以上の就労</u> が条件です
妊娠・出産	出産前後の場合（出産前3ヶ月間、出産後3ヶ月、最近6ヵ月間のみ）
疾病・障がい	保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいのある場合
介護・看護	親族を介護・看護する場合
災害復旧	震災・火災・風水害など災害の復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合
就学等	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合